

## 第五節 琉球銀行

### 一 戦後の通貨と琉球銀行の設立

沖縄の戦後の歴史を通貨の面からみると次の四期に大別することができる。

- 1 一九四〇年代後半の三次にわたる通貨切り替え期
- 2 一九五〇年代のB円時代
- 3 一九六〇年代のドル時代
- 4 一九七〇年代

○ 第一次通貨切り替え。一九四六年四月、B円と新日本円を法定通貨とし、旧日本円は、新法定通貨と一対一の割合で交換された。

○ 第二次通貨切り替え。一九四六年八月、沖縄本島と周辺離島のみB円から一対一で新日本円に切り替えら

れ、奄美大島でも同じ措置が行われたが、新日本円の不足のため、全面交換にいたらず、B円が併用された。

しかし、一九四七年九月には、全琉的に新日本円とB円の二本立てに復帰した。

○ 第三次通貨切り替え。一九四八年七月、B円軍票が唯一の法貨として全琉的に統一された。

第三次切り替えに先立つ一九四八年五月、全琉的金融中枢機関として琉球銀行が設立された。

つまり軍政府は、通貨の一本化と琉銀を通じる通貨管理によって、インフレを収束しようとしたのである。

当時、本土からの帰還者の所持金は、一人千円以内であったが、ヤミの持ち込みもあり、密貿易などと相まってインフレが激化し、法貨二本立てでは、インフレ抑圧や統一的通貨操作が不可能であった。

琉銀設立とB円一本化によって新日本円の流入がとまり、その後の軍政府予算の均衡化と相まって、漸次インフレが収束され、戦後沖縄は復興の緒にいたのである。

## 二 奄美における琉球銀行五支店の設置

○ 終戦に伴い、北緯三十度以南の南西諸島が、わが国から分離され、昭和二十二年五月、大島・古仁屋両支店が米軍政府に接收され、同年十一月両支店を母体として大島中央銀行が設立された。

○ 大島中央銀行は、翌二十三年五月、琉球銀行に合併され、琉球銀行の大島支店と古仁屋出張所（二十四年五月支店昇格）になった。

○ その後、琉球銀行は、昭和二十五年八月に徳之島支店・昭和二十六年十月に沖永良部支店・昭和二十七年四月に喜界支店を開設し、奄美群島内の店舗は、五支店となった。

## 三 琉球銀行から鹿児島銀行への営業譲受の経緯と契約

ダレス声明直後、総理府に「奄美大島群島事務引継連絡協議会」が設置され受け入れ体制が検討された。

琉球銀行五支店の処置もその一つであった。

大蔵省は、昭和二十八年八月、琉球銀行に対し、五支店の処置方針を打診した。

これに対し琉球銀行は、五支店を分離して日本の金融機関に引き継ぎたい。ただし、五支店の行員九十名の地位保全のため、次の順位に従って処理されたい旨を提案した。

(1) 五支店をもつて大島地区一円を営業区域とする新銀行を設立すること。

(2) 新銀行設立が不可ならば、新信用金庫を設立すること。

(3) (1)・(2)とも不可ならば、鹿児島銀行支店とし引き継ぐこと。

これを受けた当局は、新銀行・新信用金庫設立は、いずれも認め難いとして、鹿児島銀行への引き継ぎを決定した。

そこで、当局からの招請に応じて、川添常務取締役が上京し、池畑嶺里琉球銀行総裁を交えて、営業譲受問題を協議した。その結果、

(1) 五支店の資産・負債の一切を引き継ぐ。

(2) 人員は、五支店在籍者九十名中六十名を引き継ぐ。

(3) 営業譲受日は、奄美群島の日本復帰の日とすることに決定した。

鹿児島銀行は、九月の取締役会において、大島・古仁屋・徳之島・沖永良部・喜界の五支店設置を決議し、十月七日支店設置認可を申請、十月二十八日認可を得た。一方、営業譲渡契約は、鹿銀案を一部改修のうえ、十月十七日合意に達した。

参考資料 沖縄復帰の基本問題

鹿児島銀行百年史